

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第18号

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(平成18年改正給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員) 第3条 略 (1)～(5) 略 <u>(6) 切替日以降に平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員</u>	(平成18年改正給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員) 第3条 平成18年改正給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職員とする。 (1)～(5) 略
(平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給) 第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。 (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額	(平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給) 第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。 (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受け

(2)～(5) 略

2 略

(平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 切替日以降に特定任期付職員以外の人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2・3 略

ることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額

(2)～(5) 略

2 略

(平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 切替日以降に特定任期付職員以外の人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。